新旧対照表

島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領

2 用語の定義

- ・「登録事業者」とは、元請事業者及び下請事業者のうち、(一財)建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関するCCUSの利用者をいう。
- ・「登録事業者率」とは、CCUS登録事業者の数/元請事業者及び下請事業者の数をいう。

5 工事成績評定要領に基づく加点について

2)評価基準と加点

| 項目 | 基 |
|-------------|---|
| ③ 平均登録事業者率 | 7 0 %以上(登録事業者数/元請事業者 <mark>及び</mark> 下請事業者の数) |
| ④ 平均登録技能者率 | 60%以上(登録技能者数/技能者の数) |
| ⑤ 平均就業履歴蓄積率 | 30%以上 |

島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領

2 用語の定義

・「登録事業者」とは、______下請事業者のうち、(一財)建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関するCCUSの利用者をいう。

IΒ

・「登録事業者率」とは、CCUS登録事業者の数/ 下請事業者の数をいう。

5 工事成績評定要領に基づく加点について

2)評価基準と加点

| | 項目 | 基準 |
|---|-----------|--|
| 6 | 平均登録事業者率 | 7 0 %以上(登録事業者数/元請事業者 <u>+</u> 下請事業者の数) |
| 7 | 平均登録技能者率 | 60%以上(登録技能者数/技能者の数) |
| 8 | 平均就業履歴蓄積率 | 30%以上 |